

# 完成工事高における非建設工事の混入防止について

建設業許可申請書及び事業年度終了届出書に添付する工事経歴書において、建設工事ではない業務が混入している例が多く見受けられましたので、申請及び届出の際にご注意ください。

## 記載誤りの多い事例

- ・剪定、草刈り、枝払い、伐採業務を造園工事の完成工事高として記載しているもの
- ・保守・点検業務を電気通信工事または消防設備工事等の完成工事高として記載しているもの
- ・溝浚い、草刈り、除土運搬、道路清掃業務、側溝清掃業務を土木一式工事、またはとび・土工コンクリート工事業の完成工事高として記載しているもの
- ・地質調査、測量調査をとび・土工・コンクリート工事として記載しているもの
- ・建売分譲住宅の建設費を建築一式工事の完成工事高として記載しているもの
- ・自社の社屋を自ら施工した工事を建築一式工事として記載しているもの など。

以上のような内容は、建設工事の完成工事高には含まれませんので、兼業事業の売上高として計上してください。

完成工事高に上記のような非建設工事の売上高が混入している事例が多くあります。

※ 発注者より、「草刈工事」や「道路清掃工事」等、「工事」という名称で発注されたものであっても、実際に行った業務が上表に該当する場合は、建設業法上の工事には該当しませんので、工事経歴書には記載せず、兼業事業売上高に計上してください。

また、上記のような業務の一部に工事を含む場合、建設工事部分のみの完成工事高を工事経歴書に記載し、経営事項審査会場に確認書類を提示してください。

なお、完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を、公共工事の発注者に提出し、又は公共工事の発注者がその結果を資格審査に用いた場合、監督処分等となる可能性があります。

## お問い合わせ先

愛知県建設部建設業不動産業課建設業第二グループ

TEL 052-954-6503